

# 血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年4月1日制定  
令和8年4月22日一部改正  
一般社団法人神奈川県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「神ト協」という。）が、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、業務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入助成事業交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 会費を滞納している事業者は助成対象としない。  
2 新規入会事業者については、入会日以降に導入した機器を助成対象とする。  
3 助成対象者は、中小企業者を対象とする。

## (助成対象機器)

第3条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器であり、神奈川県内に配置されたものとする。

## (助成交付額・助成台数)

第4条 助成交付額は、新たに導入した血圧計1台につき取得価格の1/2とし、上限50,000円とする。なお、取得価格には消費税は含まない。また、国や他団体等から補助金が交付された場合は、助成金を交付しない。さらに、機器の取得価格が自動点呼機器等の導入費用に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該機器の販売会社へ、機器取得価格の分かる書類の発行を依頼すること。  
2 助成台数は、当該年度で1社あたり5台を上限とする。

## (助成対象期間及び受付期間)

第5条 令和8年4月1日から令和9年2月26日までに支払いが完了したものを対象とする。  
2 申請書の受付期間は、令和8年6月1日から令和8年2月26日必着までとする。なお、上記期間内であっても予算に達した場合、その時点までとする。

### (助成金の交付申請)

第6条 助成金を受けようとする会員は、「血压計導入促進助成金申請書」に所定事項を記載し、添付書類を添えて、別に定める期日までに神ト協窓口に提出する。郵送による申請についても受け付けるものとし、受付日は申請書が神ト協に到着した日とし、提出期限必着に郵送されたものを助成対象とする。

2 添付書類等、必要書類を満たさない申請については、これを受理しない。

### (助成金の決定)

第7条 神ト協は前条申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、その申請内容が適合すると認められたときは、助成金の交付決定を行い、「血压計導入促進助成金交付決定通知書」を事業者に通知する。

### (助成金の交付)

第8条 神ト協は前条の「血压計導入促進助成金交付決定通知書」に基づき、内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

### (助成金の返還)

第9条 神ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 この要綱その他神ト協が定める事項に違反したとき。

3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

### (機器の処分制限)

第10条 事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ神ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

### (その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、神ト協が別にこれを定める。

### (附 則)

本要綱は令和8年4月22日より適用する。